

# 都道府県公害審査会の動き

(令和7年10月～12月)

公害等調整委員会事務局

## 1. 受付事件の状況

事件の表示	事 件 名	受付年月日
埼玉県 令和7年(調)第3号	空調室外機からの騒音等被害防止及び損害賠償請求事件	R7.10.17
神奈川県 令和7年(調)第4号	物流倉庫建設計画変更等の大気汚染等によるおそれ公害防止請求事件	R7.10.17
沖縄県 令和7年(調)第1号	基地からの水質汚濁防止請求事件	R7.10.27
石川県 令和7年(調)第2号	織物工場からの騒音・振動被害防止等請求事件	R7.11.13
千葉県 令和7年(調)第3号	隣家からの悪臭被害防止及び損害賠償請求事件	R7.11.20
新潟県 令和7年(調)第1号	食品工場及び林業センター低周波音被害防止請求事件	R7.11.25
愛知県 令和7年(調)第2号	金属加工工場からの大気汚染防止及び損害賠償請求事件	R7.12.12
埼玉県 令和7年(調)第4号	老人ホームからの低周波・振動被害防止等請求事件	R7.12.17
広島県 令和7年(調)第2号	工場からの騒音被害防止及び損害賠償請求事件	R7.12.17
富山県 令和7年(調)第2号	食品工場からの悪臭被害防止請求事件	R7.12.18
大阪府 令和7年(調)第3号	工場からの地下水の汚染等被害防止請求事件	R7.12.23

## 2. 終結事件の概要

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
埼玉県 令和5年（調） 第4号  [国道等騒音被害防止及び損害賠償請求事件]	埼玉県 住民33人	埼玉県A市 国土交通 省 環境省	令和5年5月29日受付  ○A市 （1）毎年12月に環境省の常時監視の手順に従い、国道299号沿いのB地区で昼と夜の騒音測定を行い、騒音レベルの定量的な評価を行うこと。 （2）埼玉県警及び関東運輸局埼玉運輸支局に対して、年に数回の街頭検査ではなく、「違反車両がゼロになるまで継続し徹底した街頭検査」を要望すること。 （3）住民の精神的損害に対して、賠償金50万円の支払いを求める。  ○関東運輸局 （1）国道299号沿線における道路運送車両法違反車両を撲滅すること。 （2）車検逃れを撲滅すること。  ○国土交通省 （1）道路上で爆音を発生する車両を自動的に摘出す	令和7年10月1日 調停打ち切り  調停委員会は、6回の調停期日の開催等手続を進めたが、被申請人がそれぞれ可能と思われる対応を既に行っていたり、申請人が法的整備を求めるなど不適法な請求事項が含まれていたりするため、合意が成立する見込みがないと判断し調停を打ち切り、本件は終結した。

都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			<p>るシステム（騒音オービス）実用化研究を一層進めること。</p> <p>（２）住民の精神的損害に対して、賠償金３００万円の支払いを求める。</p> <p>○環境省</p> <p>（１）純正マフラーよりも大きな騒音を発生させるマフラーを道路上から根絶するために必要な法的整備をすること。</p> <p>（２）住民の精神的損害に対して、賠償金１５０万円の支払いを求める。</p>	
<p>大阪府 令和７年（調） 第２号</p> <p>[金属加工工場からの騒音等被害防止請求事件]</p>	<p>大阪府 住民２人</p>	<p>金属製品 製造会社</p>	<p>令和７年３月１２日受付</p> <p>（１）被申請人は、騒音について規制基準内にとどまるよう防音壁を設置するなどの対策を講じなければならない。</p> <p>（２）被申請人は、振動、粉じんについてこれを軽減する措置をとらなければならない。</p> <p>（３）被申請人は、作業時間を平日午前９時から午後５時までとしなければならない。</p>	<p>令和７年１０月３日 調停成立</p> <p>調停委員会は２回の期日を開催することにより手続を進め、調停委員会から調停条項を提案したところ、当事者間の合意により調停が成立した。</p>

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			<p>(4) 上記措置をとらない場合は、半年の猶予期間後、工場を移転しなければならない。</p> <p>「令和7年9月16日追加」</p> <p>(5) 被申請人は、申請人に対し、解決金として金100万円を支払うこと。</p>	
<p>岩手県 令和6年(調)第1号</p> <p>[駐車場からの 大気汚染等被害 防止請求事件]</p>	<p>千葉県 住民1人</p>	<p>スーパー マーケット経営会 社</p>	<p>令和6年11月29日受付</p> <p>被申請人による店舗駐車場の管理が杜撰なため、駐車場利用者(無断利用者含む。)の多数が自動車のエンジンを停止しておらず、大気汚染物質、悪臭及び騒音を発生させている状況となっていることから、この状況を完全に改善すること。</p>	<p>令和7年10月17日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、申請人と被申請人の主張に著しい隔たりが認められ、合意が成立する見込みがないと判断し調停を打ち切り、本件は終結した。</p>
<p>奈良県 令和7年(リ)第1号</p> <p>[一般廃棄物焼却処理施設移転等請求事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件]</p>	<p>奈良県 住民1人</p>	<p>奈良県A市</p>	<p>令和7年1月20日受付</p> <p>奈良県平成15年(調)第1号奈良市一般廃棄物処理施設に係る調停事件、平成17年1号(参加)事件の調停条項第1条1項の「本件ごみ処理焼却施設の移転を実施」すること。</p>	<p>令和7年10月24日 履行勧告</p> <p>奈良県公害審査会は、審理の結果、被申出人に義務の履行について勧告し、事件は終結した。</p>

## 都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
<p>熊本県 令和6年（調） 第1号</p> <p>[カラオケ店からの騒音被害防止請求事件]</p>	<p>熊本県 住民1人</p>	<p>カラオケ店</p>	<p>令和6年9月30日受付</p> <p>被申請人が経営するカラオケ店への防音設備等の設置を求めるもの。</p>	<p>令和7年11月10日 調停成立</p> <p>調停委員会は5回の期日を開催することにより手続を進め、調停委員会から調停条項を提案したところ、当事者間の合意により調停が成立した。</p>
<p>神奈川県 令和7年（調） 第2号</p> <p>[隣家からの騒音等被害防止及び損害賠償請求事件]</p>	<p>神奈川県 住民1人</p>	<p>神奈川県 住民2人</p>	<p>令和7年7月28日受付</p> <p>(1)光学的異常および騒音の原因の解明と必要に応じた停止・是正措置を実施する。 (2)特に光学的異常（レーザー光様の照射）に関しては、専門機関による客観的な鑑定を求める。 (3)行政等の調整により原因追及・解決を図っていただくよう調停を申請する。 (4)これ等を防御すべく、騒音防止策の窓、防音、光害の遮断の為の費用等に関して費用を求める。 (5)申請人宅と被申請人宅の境界線上に、遮音壁を設置</p>	<p>令和7年11月26日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し調停を打ち切り、本件は終結した。</p>

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			<p>する事、および申請人宅と被申請人宅は境界線から75cmしか離れていない。民法上、境界線から1メートル未満の距離の間に他人の宅地を見通る事ができる窓を設置した人は、その窓に目隠しをつけなければならない、となっており、要求をする。</p> <p>(6)これまでにかけた医療経費について請求する。</p>	
<p>北海道 令和7年（調） 第1号</p> <p>[エアコン室外機からの騒音・振動被害防止請求事件]</p>	<p>北海道 住民1人</p>	<p>自動車販売会社</p>	<p>令和7年5月7日受付</p> <p>被申請人社屋に設置されたエアコン室外機による騒音、振動の十分な防止措置。</p>	<p>令和7年12月1日 調停成立</p> <p>調停委員会は3回の期日を開催することにより手続を進め、調停委員会から調停条項を提案したところ、当事者間の合意により調停が成立した。</p>
<p>広島県 令和6年（調） 第3号</p> <p>[コンテナ基地からの騒音被害防止等請求事件]</p>	<p>広島県 住民1人</p>	<p>貨物会社</p>	<p>令和6年10月9日受付</p> <p>A駅コンテナ基地から発生する作業音について、騒音発生前と同等までの減衰を行うこと。また、令和6年6月17日以降から、段階的</p>	<p>令和7年12月16日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し調停を打ち切り、</p>

## 都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			な騒音の一部減衰がみられたことについて、その要因を明確にすること。	本件は終結した。
岐阜県 令和7年（調） 第2号  [工場・倉庫の建物内および敷地内の外部からの騒音被害防止請求事件]	岐阜県 住民1人	板金工事 会社	令和7年4月1日受付  騒音を伴う作業の停止又は別の場所での作業実施。あるいは、更なる防音策を講じての作業実施。	令和7年12月24日 調停打ち切り  調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し調停を打ち切り、本件は終結した。
高知県 令和7年（調） 第1号  [隣家からの騒音・悪臭防止請求事件]	高知県 住民1人	高知県 住民1人	令和7年8月13日受付  被申請人宅乾燥機の排気経路の変更。それができない場合は、乾燥機の使用中止。	令和7年12月26日 調停打ち切り  調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し調停を打ち切り、本件は終結した。

(注) 上記の表は、原則として令和7年12月31日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。